

いのちとくらしをまもる
防災減災令和7年6月20日
四国地方整備局
高知河川国道事務所
高知**【高知県内初】日下川流域水害対策計画を策定しました**
～多層的な対策を実施し、「水災害に強く、住み続けられるまちづくり」を実現します～

- 高知県内では初となる特定都市河川浸水被害対策法に基づく「日下川流域水害対策計画」を令和7年6月20日に策定しました。（策定までの流れは別紙1参照）
- 策定により、日下川・長竹川の河川整備や神母樋門等の耐震・老朽化対策をはじめ、流域内で実施される対策が加速されます。
- 今後は、「日下川流域水害対策計画」に基づき、あらゆる関係者の協働により、流域治水対策を実施してまいります。（計画の概要は別紙2参照）
- なお、「日下川流域水害対策計画」は、高知河川国道事務所、高知県及び流域市町村のウェブサイトでご覧いただけます。

本施策は、四国圏広域地方計画【No.1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト】の取組に該当します。

【問い合わせ先（◎主な問い合わせ先）】◆総合的な問い合わせ
国土交通省 四国地方整備局流域治水推進室 課長
(河川部 河川計画課)

◎課長補佐

電話：087-811-8317

ふくい けい
福井 慧
ふじさか まさし
藤坂 昌史

しこくくん

◆日下川流域水害対策計画に関する問い合わせ
国土交通省 四国地方整備局
高知河川国道事務所

副所長

◎調査課長

電話：088-833-0111
Mail：skr-kouchi60@mlit.go.jpなかおか あきひろ
中岡 昭浩（内線204）
なかむら しんすけ
中村 伸輔（内線351）

高知県土木部河川課

課長補佐

◎チーフ（計画担当）

電話：088-823-9838

しみず かつし
清水 勝司
さかもと ひろゆき
坂本 裕之

特定都市河川の指定制度

ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践に向けて、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり、流域における貯留・浸透機能の向上等を推進していきます。

○目下川流域水害対策計画策定までの流れ

背景

気候変動による降雨量の増加により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発例) 西日本豪雨 (H30)、東日本台風 (R1) など

法的枠組みを活用した流域治水の推進

特定都市河川の指定要件を拡大※し、全国の河川で、法的枠組みを活用して、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等の関係者の協働で土地利用規制や流出抑制対策等に取り組む。

令和6年12月3日

特定都市河川の指定 全国の河川へ指定拡大

令和6年12月25日～

流域水害対策協議会の設置 計画策定・対策等の検討
構成員：河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等

流域水害対策計画 策定

洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、
概ね20-30年の間に実施する取組を定める

計画に基づき、関係者の協働により、
「流域治水」を本格的に実践

令和7年6月20日

令和4年度より
予算の重点化

游水地・輪中堤・排水機場等の整備の加速

雨水浸透阻害行為への対策の義務付けによる雨水流出抑制の推進
公共・民間による雨水貯留浸透施設の整備促進

令和4年度より
予算・税制支援

浸水被害防止区域・貯留機能保全区域の指定等の
水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの推進

